

中小企業会計要領とこれからの中小企業政策の動向

今月は前月に引き続き中小企業会計要領についてご説明させていただきます。
先月はざっとした概要を説明させていただきましたが、この新しい会計ルールが作成された経緯を説明し、今後の中小企業政策についても確認頂ければ幸いです。

1、中小会計要領公表の経緯

会計要領を公表したのは、以下の理由からです。

経営者自身が、数字を把握するために適正なルールに従って会計を行う事は当然ですが、大企業が海外進出するなど厳しい内外環境の下、中小企業自らが勝ち残る必要があるとされ、そのためには財務経営力を強化することが重要なポイントとして取り上げられています。そのためには、中小企業の実態に即した新たな会計ルールの整備・活用が自立型中小企業の創出につながると考えられています。

そのため新たな会計ルールは、すべての中小企業を対象にし、また簡易なルールのため採用しやすくなっています。

2、国の中小企業政策の動向

① 中小企業をめぐる金融情勢の変化

平成 21 年 9 月に制定された「中小企業金融円滑化法」は、平成 22 年 12 月に期限が 1 年延長され、平成 24 年 3 月までとされました。その際、金融庁は新しい「監督指針」を公表し、金融機関に対する金融検査での資産査定の厳格化を進めつつあります。

そのため金融機関は中小企業金融円滑化法に基づいて貸付け条件を変更した企業等に対し、将来の収益の見通しを厳しく求めることとなります。

制度導入当初は条件変更の申込み時に、それほど精細な経営改善計画の作成・提出を求められない企業がほとんどでしたが、より綿密で実効性のある経営改善計画が必要となりました。

今後中小企業庁は、意欲ある中小企業に対して新たな会計ルールの整備・活用と地域密着型金融を推進していこうとしています。

そして、会計の活用による経営力・資金調達力の強化のための方策として、新たな会計ルールである「中小会計要領」を活用し、①決算書の信頼性向上を基盤として、②財務経営力の強化を図り、その実効性を確保するための検査・監督上の措置等を併せて行うこととしています。

以上まとめると、どのような会社にも適用しやすい会計ルールを公表し、より信頼性の高い決算書に基づいて、地域密着型の金融を進めることで輸出だけに依存しない日本経済を作り上げるための会計ルールと言えるでしょうか。

いずれにしても中小企業をめぐる政策が動こうとしている今、自社の財務経営力を今一度見直す必要はあるでしょう。